



2025年12月18日

初参加

サッポロビール(株)
(丸山氏)

街づくり委員会

- 日時： 12月18日(木) 10時30分～
- 場所： 河原センタービル(3階会議室 大阪市中央区難波千日前5-19)
- 内容：

1. ミナまち育てネットワーク一般社団法人への移行ならびに会費値上げについて
(別紙) 2026年度 目標

2. 放置自転車対策について
取り組み報告 2005年～2025年

3. エモーションナルスケープについて

4. その他
関西エアポート

●今後の開催予定

【街づくり委員会】

1月15日(木) 10:30～ 河原センタービル 会議室

【企画委員会】

12月25日(木) 15:00～ 河原センタービル 会議室

【防災WG】

1月15日(木) 13:30～ 河原センタービル 会議室

2月 3日(木) 11:00～ 河原センタービル 会議室

2月18日(木) 11:00～ スカイオ8階 会議室

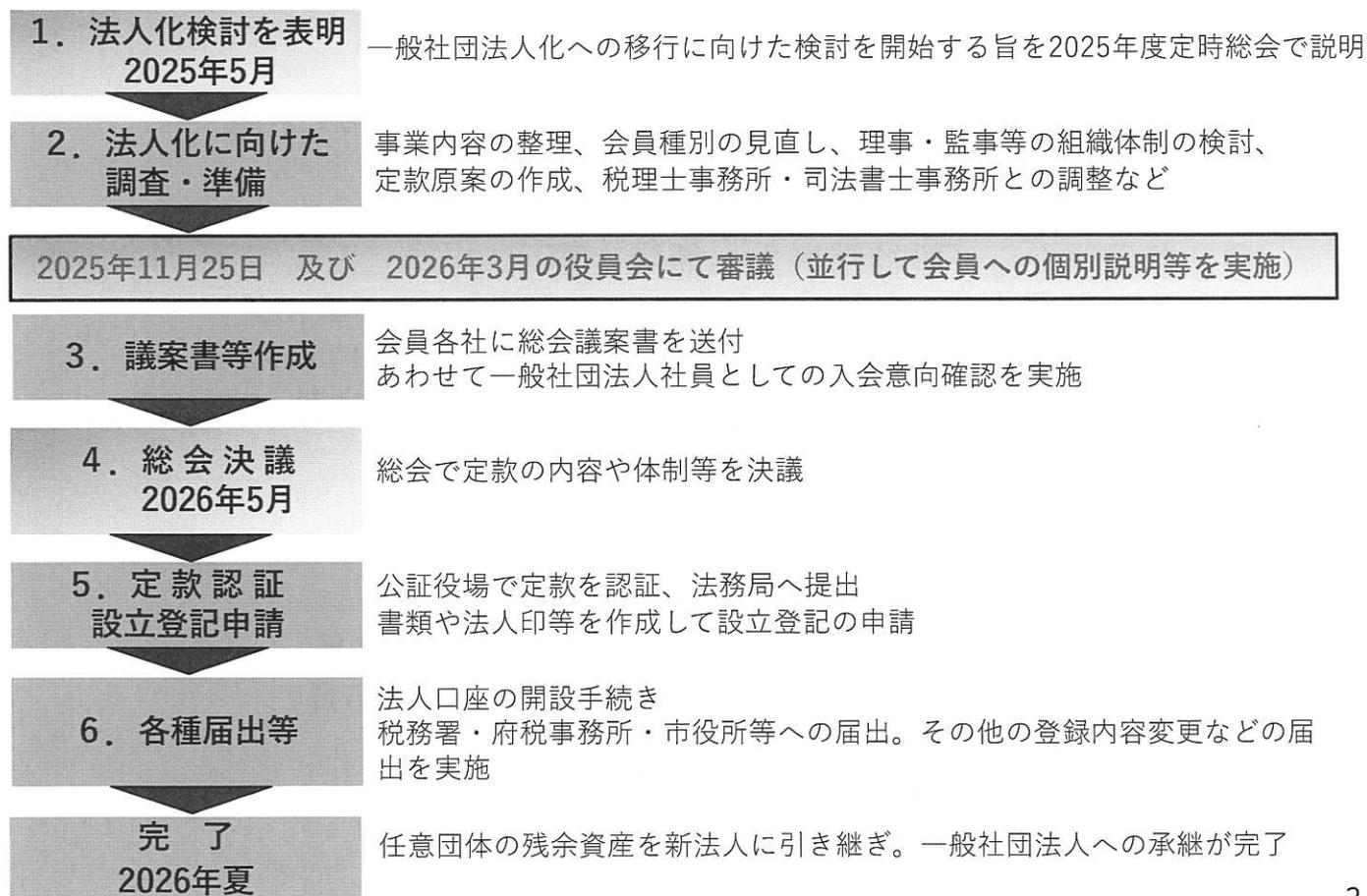
以上

一般社団法人への移行ならびに 会費の値上げについて

(中間報告)

1

一般社団法人設立の流れと本会のスケジュール (案)



2

「組織運営上の課題」と「法人化移行の目的」

【組織運営上の課題】

任意団体のままでの活動の限界

任意団体では、事業主体や官民連携のパートナーとしての信頼性に乏しく、活動強化に限界。財源確保の各事業に契約行為が発生し、法人格の必要性が高まると思料

事業拡大に比してガバナンスが不十分

事業・加盟団体規模も拡大し収益事業も検討する一方で、組織体制は発足時を踏襲したままできている

活動リスクへのマネジメント

活動の多様化に伴う不測の事態等への活動リスクに対するマネジメントが必要。現状では代表個人の責任となっており、組織としての責任の明確化が求められる

2026年度の一般社団法人化を目標に検討、持続的な組織づくりへ

【法人化移行の目的】

1. 対外的信用力向上

法人格を取得し、社会的な信用力を得ることで、活動の幅を広げる。補助金の更なる活用を模索

2. 事業遂行力・ガバナンスの強化

組織運営の健全性・透明性、コンプライアンス等の社会的要請に対応。事業拡大を視野に、組織体制等のガバナンスを強化し事業遂行力を高める

3. 組織の自立

リスクマネジメントとして法人の有限責任に切り替えることができる

3

他のまちづくり関連団体の動向

全国的にエリアマネジメント団体の法人化が進んでおり、大阪都心部で活動する団体でも近年法人化の動きが顕著

○任意団体から一般社団法人へ組織変更

- 一般社団法人 大阪ビジネスパーク協議会(2015年10月)
- 一般社団法人 御堂筋まちづくりネットワーク(2017年7月)
- 一般社団法人 中之島まちみらい協議会(2020年5月)
- 一般社団法人 ミナミ御堂筋の会(2021年7月)
- 一般社団法人 船場倶楽部(2023年8月)

○設立時より法人としてスタート

- NPO法人 御堂筋・長堀21世紀の会(2001年11月)
- 一般社団法人 グランフロント大阪TMO(2012年5月)

4

組織形態の比較検討

	任意団体	一般社団法人	NPO法人	株式会社
概要	●共通の目的を実現しようとする個人の集まり	●共通の目的を実現しようとする人の集まり ●株式会社と異なり、法人の構成員である社員の利益を目的とはしない	●特定非営利活動を目的とする ●20分野の特定非営利活動が規定	●営利目的の組織
設立費用	特になし（自由に決定）	手続き費用約25万円～	基金、手続き費用 0円～	資本金1円～＋ 手続き費用約20万円～
設立までの期間	特になし	2～3週間程度	5ヶ月程度	1～2週間程度
組織	●規約・運営機関・代表者など組織体制を備える	●理事3名以上、監事1名以上、社員総会の設置 ●理事会の設置義務はなく、規模や事業内容に応じて設置	●社員10名以上、理事3名以上、監事1名以上、社員総会の設置	●株主総会、取締役1名以上、監査役と会計参与は任意、社員は有限責任社員
税金	なし	【非営利型】収益事業の所得に課税 【普通型】全所得に課税	収益事業の所得のみ課税	全所得に課税
利益配当	なし	なし	なし	出資割合に応じて株主に利益を配分・利益を留保する場合は説明責任
主な事例	ミナミまち育てネットワーク（現状）	御堂筋まちづくりネットワーク（2017年に社団法人に移行） ミナミ御堂筋の会（2021年に社団法人に移行） 船場倶楽部（2023年に社団法人に移行） グランフロント大阪TMO（2012年設立時より社団法人）	御堂筋・長堀21世紀の会	札幌大通まちづくり株式会社

5

参考：組織形態の比較検討（御堂筋まちづくりネットワーク資料を一部加工）

	任意団体	一般社団法人	NPO法人	株式会社	
事業責任	契約	個人名義 <small>（代表者名義又は全員の共有名義）</small>	法人名義	法人名義	法人名義
	財産	個人名義 <small>（代表者名義又は全員の共有名義）</small>	法人名義	法人名義	法人名義
	構成員の責任範囲	無限の可能性あり	有限 <small>（業務上の問題がある場合を除く）</small>	有限 <small>（業務上の問題がある場合を除く）</small>	有限 <small>（出資金額の範囲内）</small>
構成員	構成員	任意の条件設定可能 <small>（規約等で定める）</small>	任意の条件設定可能 <small>（定款で定める）</small>	入会制限は不可 <small>（不当な条件を付加してはならない）</small>	株主所有者に限定 <small>（株式の譲受・増資割当による）</small>
	議決権	定款の定めによる	原則、1名1票 <small>（定款で特定者の議決権増加が可能）</small>	原則、1名1票 <small>（議決権のない賛助会員制度は可能）</small>	株式の所有数による
活動内容	目的	非営利 <small>（剰余金の分配は不可）</small>	非営利 <small>（剰余金の分配は不可）</small>	非営利 <small>（剰余金の分配は不可）</small>	営利 <small>（株式数に応じて配当財産割当）</small>
	活動内容の制限	制限なし	制限なし	制限あり <small>（特定非営利活動20項目に限定）</small>	制限なし
	活動区域設定	自由に設定可能	自由に設定可能	明確な区域設定は難しい <small>（不特定多数の利益増進を目的とする）</small>	自由に設定可能
官民連携	都市再生推進法人※	申請不可	申請可能	申請可能 <small>（市町村の3%以上の出資必要）</small>	申請可能
組織形態の特色	<ul style="list-style-type: none"> ・構成員、活動内容、区域を任意に設定することが可能 ・まちづくりに関する検討、協議や、ビジョン策定等に適している ・対外的な信用力に欠け、事業の実行力が弱い 	<ul style="list-style-type: none"> ・法人格を得ることで、組織の自立、信用力が向上する ・将来の都市再生推進法人への移行も可能 ・構成員、活動内容、区域の設定が任意に可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・構成員、活動内容、区域を任意に設定できないため、地権者の会という特色を保てない ・地権者以外の賛同者も巻き込んだ非営利のエリアプロモーション活動等に適する 	<ul style="list-style-type: none"> ・信用力、事業の実行力は高い ・営利を目的としており、構成員は出資参加することになる ・具体的な事業をリスク負担して実行する実働組織に適する 	

※都市再生推進法人とは、都市再生特別措置法に基づき、地域のまちづくりを担う法人として市が指定

6

参考：非営利型一般社団法人を選択

非営利型

- ・一定の要件に該当する場合、収益事業から生じた所得のみが課税
(会員からの会費等を収入源として事業運営を実施している場合などは課税対象外)

普通型

- ・全ての所得が課税対象（株式会社と同様）
- ・要件はなし

【共益的活動を目的とする法人】⇒こちらに該当

1. 会員に共通する利益を図る活動を行うことを目的としていること。
2. 定款等に会費の定めがあること。
3. 主たる事業として収益事業を行っていないこと。
4. 特定の個人又は団体に剰余金の分配を行うことを定款に定めていないこと。
5. 解散したときにその剰余財産を特定の個人又は団体に帰属させることを定款に定めていないこと。
6. 上記1から5まで及び下記7の要件に該当していた期間において、特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを決定し、又は与えたことがないこと。
7. 各理事について、理事とその理事の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1以下であること。

7

一般社団法人化の目的と期待する効果

【一般社団法人移行の目的】

具体例

1. 対外的信用力の向上

法人格を取得し、社会的な信用力を得ることで、活動の幅を広げる。
補助金の更なる活用を模索

- ・自治体や民間団体への助成金、補助金の申請がもらい易くなる
- ・法人格により契約、情報公開による透明性が向上し、外部への信頼性が高くなる

2. 事業遂行力・ガバナンスの強化

収益事業等も行う事業体として 組織体制等のガバナンスを強化し事業遂行力を高める

- ・従来の会費収入に加え、助成金、補助金の獲得を通じて、収益事業等更なる事業拡大の可能性が広がる
- ・定款の整備により意思決定のルール（議決方法、役員を選任、解任等）が明文化される

3. 組織の自立

リスクマネジメントとして法人の有限責任に切り替えることができる

- ・法的責任主体が代表者個人から法人になる（有限責任が定められている）
- ・銀行口座や事務所の賃貸契約、保険契約等も個人名義から法人名義で行うことができる

【今後想定している補助金・助成金】

- 現状の任意団体では補助金・助成金が限定的（一昨年の芸団協はコロナ禍での例外的な助成）
- 法人化に伴い想定している補助金・助成金は以下のとおり
 - ・一般社団法人化後、都市再生推進法人に申請し認定された後、民間まちづくり活動促進事業や都市安全確保促進事業等の活用も可能となる
 - ・文化芸術振興費補助金・公益財団法人による助成事業や大阪市芸術活動振興事業助成金の申請もし易くなる

8

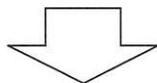
- ① 目的の明確化
- ② 事業内容の明確化
- ③ 会員種別の見直し・整理
- ④ 役員企業・団体
- ⑤ 組織・ガバナンス体制
- ⑥ 会員区分ごとの会費等

①目的の明確化

法人化にあたり、「目的」を改めて確認、位置づけ

（現状の会則 第3条 目的）

本会は、都市間並びにエリア間競争が激化し、また一方でアジア・中国を中心としたインバウンド客が大幅に増加する等、ミナミを取り巻く環境が大きく変化してきているため、実行力を持った活動主体となり、活力あふれた大阪、躍動に満ちたミナミを実現させることを目的とする。



（定款 第4条 目的）

※引き続き内容の精査を行います

当法人は、国内外の人々で賑わう大阪ミナミの国際的な観光拠点としての魅力を高めるとともに、地域で活動する事業者・住民がともに誇りを持てる街を目指し、主に「観光集客の促進」「ミナミの多様な文化の振興」「安全・安心で快適な環境づくり」を通じて、地域の魅力向上やエリア価値の向上、ならびに持続的な発展を推進することを目的とする

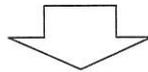
2. 当法人は、地元の視点からエリアの課題と改善策を検討し、行政や関係団体等と連携を図り、活性化に取り組む。

②事業内容の明確化

法人化にあたり、「事業内容」を改めて確認、位置づけ
(現状の会則 第4条 活動の種類)

本会は第3条の目的を達成するために、難波を中心にしたミナミを基本的な活動エリアとし、難波が世界から関西への玄関口であることに加え、西は神戸から東は奈良まで、南は高野山から北は京都までといった文化のクロスロードにも当たることや、道頓堀川等の水都：大阪を代表する水辺空間に恵まれていることに鑑み、「観光集客」と「文化振興」を活動の柱とする。

- (1) 「観光集客」
- (2) 「文化振興」



(定款 第5条 事業内容) ※引き続き内容の精査を行います
当法人は、第4条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ミナミの賑わいづくりと街づくりデザインに向けた提言
- (2) エリアの情報の発信
- (3) 文化振興やエンタメ事業の実施および他事業への協力
- (4) まちの景観・美化、歩いて楽しいウォーカブルなまちづくり
- (5) エリア防災、エリアの安全・安心に関する活動
- (6) 地元ステークホルダーとの良好な関係構築
- (7) 会員間の情報共有および会員相互の親睦と交流促進
- (8) エリアマネジメントを推進する上で必要な財源を確保するための事業
- (9) 上記に係わる受託業務等
- (10) その他前各号に附帯または関連する事業

11

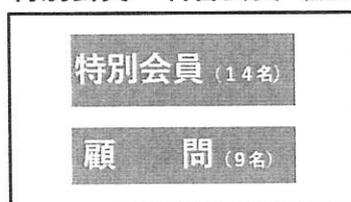
③会員種別の見直し・整理

【現状】

正会員 (議決権あり・会費あり)

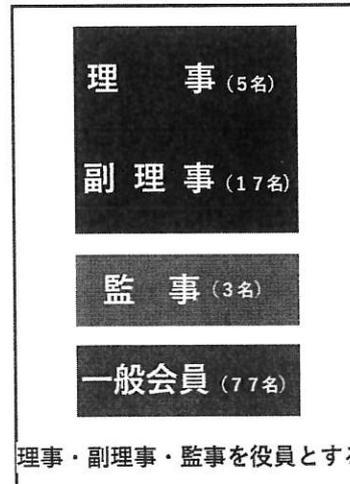


特別会員・名誉会員 (議決権なし・会費なし)

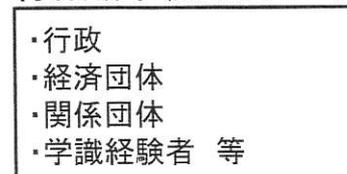


【変更案】

正会員 (議決権あり・会費あり)



特別会員 (議決権なし・会費なし)



12

④役員企業・団体

【現役員体制】

<役員>

会長 1名
副会長 21名
執行役 3名
監査役 2名

【新役職体制(案)】

<役職>

○理事 (法的に3名以上必要。うち1名を代表理事)・・・5名

候補案 ※基本、各委員会の委員長または副委員長より選出

南海電気鉄道株式会社 遠北 光彦 ※代表理事
株式会社大林組 竹中 秀文
株式会社高島屋 高山 俊三
株式会社竹中工務店 河野 修
丸一鋼管株式会社 石松 伸一

○副理事 現副会長に就任依頼 17社

アサヒビール、エフエム大阪、大阪ガス、大阪信用金庫、近鉄不動産、クボタ、京阪ホールディングス、鴻池組、コカ・コーラボトラーズジャパン、産業経済新聞社、サントリーホールディングス、銭高組、塚本学院・大阪芸術大学、南海辰村建設、西日本旅客鉄道、阪神電気鉄道、吉本興業ホールディングス

○監事 (法的に1名以上必要)・・・3名

候補案 ※現執行役に就任要請

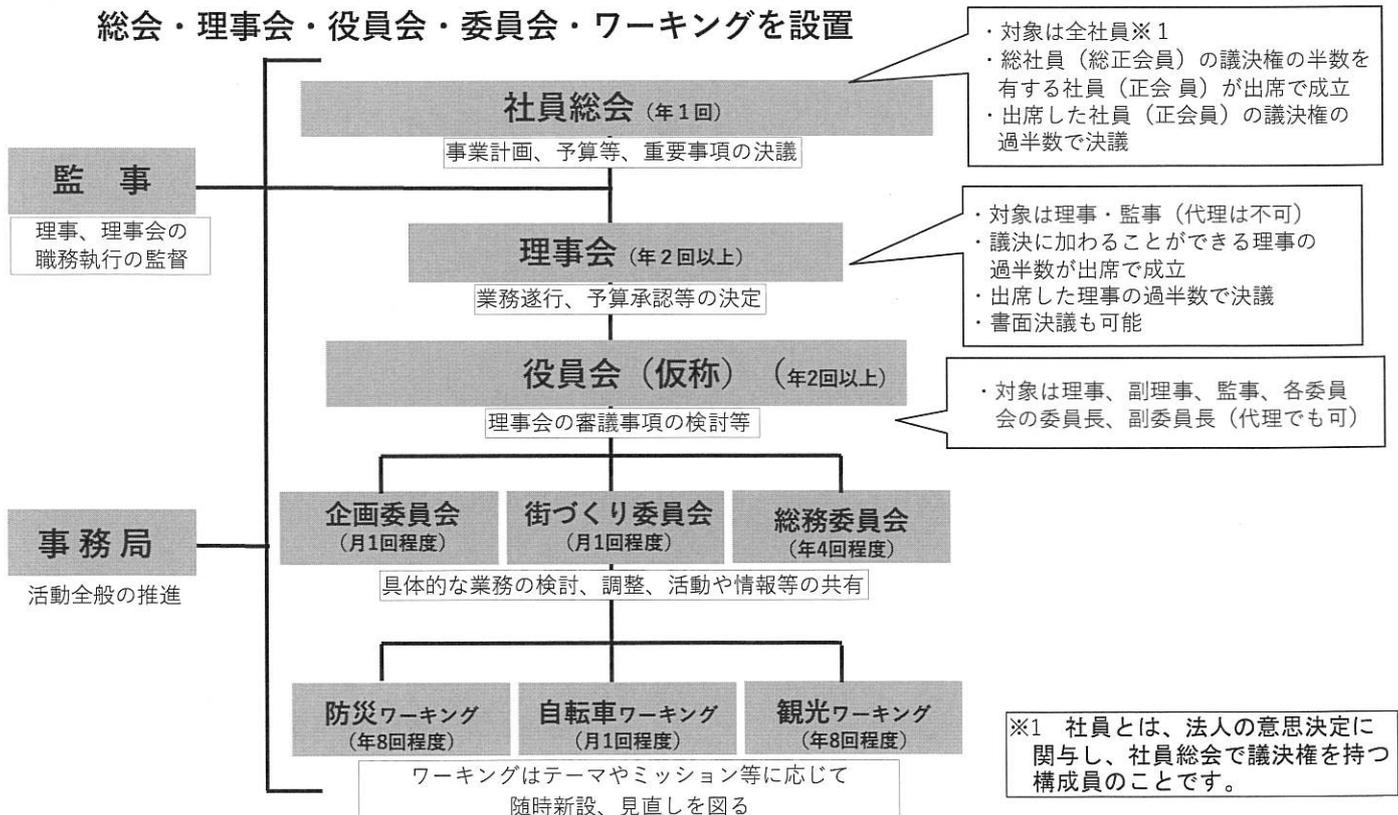
学校法人エール学園 長谷川 恵一
三和実業株式会社 荻原 奨
千房株式会社 中井 政嗣

※理事、監事は
個人での登記
が必要

13

⑤組織・ガバナンス体制

総会・理事会・役員会・委員会・ワーキングを設置



14

⑥ 会員区分ごとの会費等

※2027年度からの改定を予定しています

【現会費】			【新会費(案)】		
< 現行 >			< 改定案 >		
1口	30,000円		1口	50,000円	
副会長	10口以上	300,000円～	理事・副理事	7口以上	350,000円～
執行役	5口以上	150,000円～	監事	4口以上	200,000円～
一般	1口以上	30,000円～	一般	1口以上	50,000円～

■ 活動の充実と継続的な運営のための財源確保

○活動内容の拡大に加えて諸物価高騰や人件費増（パート給与）等により、ここ数年は赤字基調にあります。

- ・2023年度実績+196万円、
- ・2024年度実績▲129万円 ⇒参考：25年度並みの管理費の場合▲213万円
- ・2025年修正予算▲502万円（パート1名採用等により、管理費が前年比84万円増）

一時的費用である万博関連（一部協賛含め 140万円）、HP更新（120万円）を除くと実質▲240万円

○法人化に伴う会計書類作成および法人指導料が新たに発生（毎年44万円）

○新規会員獲得による増収や事業のたな卸し等による効率的な運営に努めますが、収支均等を図るため、会費の増額をお願いいたします（会費の改定により250万円程度の増収を見込んでいます）。値上げ実施は2027年度から予定しており、事業支出の内容については役員会や各委員会を通じて協議を進めていきたく存じます。

■ 参考 ○御堂筋街づくりネットワーク（2024年会費改定）

正会員（42社）350,000円(旧200,000円)、特別会員（1社）75,000円、テナント会員（7社）50,000円

○ミナミ御堂筋の会(2021年会費改定)

正会員120,000円(旧60,000円)、賛助会員60,000円、テナント会員60,000円

15

一般社団法人設立・運営にかかる費用（概算）

設立時	設立後（毎年）
<ul style="list-style-type: none"> ● 設立時費用（司法書士）約200,000円（下記含む） <ul style="list-style-type: none"> ・登録免許税 約60,000円 ・認証手数料 約52,000円 ・その他（印鑑証明書、履歴事項証明書） ● 設立時費用(税理士) 約50,000円 <ul style="list-style-type: none"> ・法人設立届出書等の作成・提出 ● 印鑑作成等費用 約10,000円～ 	<ul style="list-style-type: none"> ● 法人税（均等割だけの場合）0円/年 （一般社団法人の非営利型は、収益事業から生じた所得に対してのみ法人税が課税される。公益目的事業のみ行う場合は届け出す事で均等割は免除される） ● 会計書類作成および法人指導料（税理士）440,000円/年 ※新居合同税理士事務所（現監査役）に委託予定 （役員変更登記の登録免許税（変更時のみ）円） ※任期に伴い再任となった場合も登記が必要 ※金額は、1件につき1万円。複数人の登記でも1万円

計 約260,000 円

計 約440,000 円